

スチール物置、プレハブ・ユニット  
ハウス、コンテナ、簡易な屋根がけ、  
原則これらは全て**建築物**です。



スチール物置



プレハブ・ユニットハウス



コンテナ



簡易な屋根がけ

(単管パイプとクランプ接合による建築物は、原則、  
建築基準法には適合しませんのでご注意ください。)

建築物は、建築基準法や関係法令に  
適合させる必要がありますので、  
違反建築物とならないよう法令遵守  
をお願いします。

- 敷地内や屋上にそのまま置いて、内部空間を使用することも建築行為に該当します。(基礎の有無や種類等は関係ありません)
- 建築物を設置する際には、原則、建築確認等の手続きなどが必要となりますので、建築士に相談をお願いします。

※建築基準法に関する問い合わせ先は裏面をご確認ください。

【建築基準法に関する問い合わせ先】

機関名	所管市町村
県北県民センター(建築指導課) 〒313-0013 常陸太田市山下町 4119(常陸太田合同庁舎内) 電話 0294-80-3344(直)	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター(建築指導課) 〒311-1593 鉾田市鉾田 1367 番 3(鉾田合同庁舎内) 電話 0291-33-4113(直)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南県民センター(建築指導課) 〒300-0051 土浦市真鍋五丁目 17 番 26 号(土浦合同庁舎内) 電話 029-822-8519、7074(直)	石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター(建築指導課) 〒308-8510 筑西市二木成 615(筑西合同庁舎内) 電話 0296-24-9149、9152(直)	結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
土木部都市局建築指導課県央建築指導室 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6(県庁 1 階) 電話 029-301-4784(直)	笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村

○以下の市については、各市が建築基準法を所管しているため、それぞれの市へお問い合わせください。

水戸市 都市計画部建築指導課 〒310-8610 水戸市中央一丁目 4 番 1 号 電話 029-224-1111(代)	日立市 都市建設部建築指導課 〒317-8601 日立市助川町一丁目 1 番 1 号 電話 0294-22-3111(代)
土浦市 都市政策部建築指導課 〒300-8686 土浦市大和町 9 番 1 号 電話 029-826-1111(代)	古河市 都市建設部建築指導課 〒306-0198 古河市仁連 2065 電話 0280-76-1511(代)
高萩市 産業建設部都市建設課 〒318-8511 高萩市本町一丁目 100 番 1 号 電話 0293-23-7032(直)	北茨城市 都市建設部都市計画課 〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630 電話 0293-43-1111(代)
取手市 都市整備部建築指導課 〒302-8585 取手市寺田 5139 電話 0297-74-2141(代)	つくば市 都市計画部建築指導課 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1 電話 029-883-1111(代)
ひたちなか市 都市整備部建築指導課 〒312-8501 ひたちなか市東石川二丁目 10 番 1 号 電話 029-273-0111(代)	